

(応募様式第3)

物流負荷の低減に向けた多様・柔軟な受取・注文方法の普及促進事業費補助金

経費内訳書

【記載例】

応募者名(法人名): ●●●●株式会社

✓ 「(2)間接補助事業に要する経費」と「(3)間接補助対象経費の額(交付申請額)」の記載については次頁※注記②を参照ください。

経費内訳

- ✓ 応募様式第2-5「経費内訳」との整合にご留意ください。
- ✓ 「消費税及び地方消費税」が発生する費目は当該消費税等を控除した額を記載ください。(→次頁※注記①を参照ください。)
- ✓ 下記は、あくまでもイメージです。

(単位:円)

(1) 間接補助 対象経費 の区分	(2) 間接補助事業 に要する経費	(3) 間接補助対象経 費の額(交付申 請額)	(4) 積算内訳	備考
工事費	40,000,000	40,000,000 (20,000,000)	● 宅配対応ロッカー・受け取り 拠点の新設・改修費用(○円 ×○箇所) ● 上記に関する管理共通費(○ 円)	
設備費	30,000,000	15,000,000 (7,500,000)	● アプリ導入・運用に伴うサー バーレンタル費用(○円×○ か月)	※本事業に 係る分を按 分(1/2)し て計上
事業費	20,000,000	20,000,000 (10,000,000)	● データ収集・分析に係る委託 費(外部委託費○円) ● 受け取り拠点の運営に係る人 件費(外部委託費○円) ● 本事業の実施に係る社内人件 費(○円/人・日×○人・ 日)	
事務費	4,125,000	4,125,000 (2,062,500)	● 本事業の管理、調整等に係る 社内人件費(○円/人・日× ○人・日)	
合計	94,125,000	79,125,000 (39,562,500)	—	

✓ 「事務費」の金額については、他経費の合計額に対しての上限比率があるので、次頁※注記③を参照ください。

✓ ()内の金額(交付申請額)は、「(2)間接補助事業に要する経費」の範囲で、「(3)間接補助対象経費」に計上する金額に1/2を乗じた額を記載ください。

【記載上の留意点について】

※注記①「消費税及び地方消費税」について：

交付規程第4条第2項に規定する通り、交付の申請にあたっては、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）」を減額して交付申請しなければならない。」としています。この規定を踏まえた金額記載をお願いします。

なお、同項規定に「ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」としていますので、応募申請時の各費用の消費税及び地方消費税の扱い（費目・費用ごとに、仕入控除税額を含むものなのかどうか）につき明確に分かる形で記載してください。

※注記②「(2)間接補助事業に要する経費」と「(3)間接補助対象経費の額」の扱いについて：

「(3)間接補助対象経費」は交付規程別表第2に記載する費用に該当し本事業遂行のために必要となる費用の他は、計上することができません。「(2)間接補助事業に要する経費」に該当するものの、「(3)間接補助対象経費」として計上できない費用としては、上記記載例に示したケースの他、以下のようなものが想定されます。

- 採択事業者から協力事業者・再委託事業者等への発注や納品が事業期間外（開始前や事業終了後）となるもの
- 費用計上に必要な証拠が確保できないもの、精算時の証拠の提出ができないもの
- 少額等の理由で、あえて間接補助対象経費として計上しないもの
- その他、交付規程別表第2に記載されていないもの

この点に留意をして記載をお願いします。

※注記③「事務費」について：

「事務費」の金額については、交付規程別表第2の以下事項に留意してください。なお、事務費として計上できる具体的な細目・細分は交付規程別表第3に記載しています。

(交付規程別表第2 抜粋)

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円以上の金額に対して	4.5%